

答 申 第 9 3 号
令和5年8月30日

青森県知事 殿

青森県情報公開・個人情報保護審査会
会 長 森 雄 亮

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

令和5年2月7日付け青水振第1476号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反に関する文書についての一部開示決定処分に対する審査請求についての諮問

答 申

第 1 審査会の結論

青森県知事（以下「実施機関」という。）は、令和4年10月27日付け生保第433号青森県農林水産部水産局長宛て青森県警察本部生活安全部長通知文「廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反被疑事件被疑者の検挙に伴う情報提供及び要望について」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、不開示とした部分を開示することが妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 行政文書開示請求

審査請求人は、令和4年11月1日、実施機関に対し、青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号。令和5年3月青森県条例第9号による改正前のもの。以下「条例」という。）第5条の規定により、「令和4年10月27日に青森県警察から青森県農林水産部に提出された、A町の〇〇業者が不起訴になった事案に関する要望書」について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に係る行政文書として本件対象文書を特定した上で、その一部が条例第7条第6号に該当するとして、令和4年12月12日、行政文書一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

審査請求人は、令和5年1月23日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分で不開示とされた部分の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張している審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件対象文書中の「要望」における、「本来、〇〇の処理に関しては、廃棄物行政の所管するところである」、「当庁において全国の〇〇事業者合計20箇所に対して調査を行ったところ、〇〇事業者は皆無であることを確認しています」の部分は、県警から農林水産部水産局への指摘であり、同部が所管外である〇〇の処理を誤認していたことを示している。
- (2) 本件事案は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反被疑事件被疑者の検挙にまで発展し、〇〇という異例の事態である。この事案の背景に上記のような同局の誤認があるにも関わらず、詳細が不開示とされることは、同種事案の再発防止や県民の行政に関する知る権利を侵害しているといえ、県情報公開条例一条「もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な県政の推進に寄与することを目的とする」に反し、違法である。
- (3) 県は一部不開示の理由について、「公にすることにより、特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため」としているが、本件対象文書は県警生活安全部長から県農林水産部水産局長へ「被疑者の検挙に伴う情報提供及び要望」したものであり、県警がある特定の者だけに要望したものではない。本件対象文書は大半が黒塗りの状態になっており、黒塗り部分全てが「特定の人物の名前や不利益につながるような部分」であるかを見直すべきである。仮にこの要望が、特定の職員の行為に関するものであったとしても、それは同局の管理責任に帰するものであり、特定の者の不当な利益や不利益につながるおそれがあることを理由として不開示にするのは不合理である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張している本件処分の理由は、弁明書によると、おおむね次のとおりである。

1 条例第7条第6号では、県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体の機関、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社及び地方住宅供給公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものを不開示情報と定めている。

このうち最後段については、尚早な時期に情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼす場合を想定したもので、例えば、違法行為の事実関係についての調査中の情報が開示されたために、結果的に違法・不当な行為を行っていなかった者が不利益を被ったりしないようにする趣旨とされている。

よって、今回の一部不開示に当たっては、県の内部における検討等事項に関する情報であって、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがあるという点を考慮の上決定したものであり、審査請求人のいう、「水産局の誤認があるにも関わらず、詳細が不開示とされることは、同種事案の再発防止や県民の行政に関する知る権利を侵害している」旨、また、「県情報公開条例一条「もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な県政の推進に寄与することを目的とする」に反し、違法である」旨の理由には当たらない。

2 次に、審査請求人のいう、「本件文書は県警生活安全部長から県農林水産部水産局長へ「被疑者の検挙に伴う情報提供及び要望」したものであり、県警がある特定の者だけに要望したものではない」旨及び「仮にこの要望が、特定の職員の行為に関するものであったとしても、それは同局の管理責任に帰するものであり、特定の者の不当な利益や不利益につながるおそれがあることを理由として不開示にするのは不合理である」旨についても、今回の一部不開示を決定した部分が不開示情報と定義される以上、この理由には当たらない。

3 以上のとおり、本件処分には、違法又は不合理な点はないから、本件審査請求の理由には当たらないとして棄却されるべきである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない。」と定められている（第3条）。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件処分において実施機関が不開示としたことが妥当か否かについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

2 本件処分の妥当性について

実施機関は、本件処分において不開示とした部分（以下「本件不開示部分」という。）が条例第7条第6号に該当するとし、その理由を「公にすることにより、特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため」としていることから、以下、本件不開示部分の条例第7条第6号該当性を検討する。

(1) 条例第7条第6号の趣旨について

ア 条例第7条第6号は、不開示情報として、県の機関等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものを規定している。

イ この趣旨は、「県の有するその諸活動を県民に説明する責務」及び「公正で民主的な県政の推進」の観点からすれば、県の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議といった県の意思決定等に関わる情報は、できる限り公にされることが望まれるが、これらの情報の中には、時期尚早な段階で公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受け率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれたり、未成熟な情報が確定情報と誤認され県民の間に混乱を生じさせたり、投機等により特定の者に利益を与えたり不利益を及ぼすものがあることから、このような情報については、不開示とするというものである。

ウ そして、「審議、検討又は協議に関する情報」とは、県の機関等が意思決定に至るまでの過程においてなされる様々な審議、検討又は協議に関連して作成され、又は取得された情報をいうものである。

エ また、「不当に」とは、審議、検討等途中の段階の情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものを意味するものであり、予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、公にすることによる利益と不開示にすることによる利益とを比

較衡量した上で判断されるものである。

(2) 条例第7条第6号該当性について

ア 実施機関は、本件対象文書に記載された情報が県の内部における検討等事項に関する情報であって、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある旨主張する。

イ しかし、本件対象文書は、青森県警察本部生活安全部長が青森県農林水産部水産局長に宛てて情報提供及び要望を目的として任意に発出したものであり、実施機関の検討等に関連して取得された情報とは認められない。

ウ また、当審査会が本件対象文書を見分したところ、本件不開示部分を公にすることにより、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがあるとは認められなかった。

エ その他、実施機関が主張する事情を踏まえても、本件不開示部分が条例第7条第6号に該当するとは認められない。

3 結論

以上のとおり、本件不開示部分は条例第7条第6号に該当しないので、実施機関は、本件不開示部分を開示することが妥当である。

よって、第1のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
令和5年2月7日	・実施機関からの諮問書を受理した。
令和5年3月1日	・実施機関からの弁明書を受理した。
令和5年4月28日 (第145回審査会)	・審査を行った。
令和5年5月26日 (第146回審査会)	・審査を行った。
令和5年6月23日 (第147回審査会)	・審査を行った。
令和5年7月28日 (第148回審査会)	・審査を行った。
令和5年8月25日 (第149回審査会)	・審査を行った。

(参考)

青森県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名 等	備 考
伊藤 健	国立大学法人弘前大学人文社会科学部助教	
加藤 徳子	消費生活アドバイザー	
香取 真理	公立大学法人青森公立大学経営経済学部教授	
熨斗 佑城	弁護士	会長職務代理者
森 雄亮	弁護士	会長

（令和5年8月30日現在）